

○財務省告示第三百三十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年九月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十二回、第二百九十五回、第三百二回及び第三百三回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十三回、第六十四回、第六十六回、第六十七回、第六十八回、第六十九回及び第七十回） （三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さ 各申込みのうち利回り格差の小	各申込みのうち利回り格差の	各申込みのうち利回り格差の小

方法	六	七	八	九	十	十一
発行額	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	振替額	発行価格
さいものからその応募額を順次	割り当てる。その応募額を順次	額面金額で二千九百九十六億	三千万七千七百九十六万八	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額面金	の整数倍の金額によるものとす。
平成十二年九月二十八日	平成十二年九月二十八日	発行対象国債の金額	百円につき、次の算式により算	出した金額	出した金額	出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二
十三
利率
経過
の払込
み

(別表のとおり)
は、募入決定の通知を受け、次の算式により算出する。
式による規定する日、額を払い込むものとする。

各率の
率前十
額利息
金の債
面債の
額国債
の象国
債對象
行對象
行對象
對各行
行對各
額×100
／利息
／利子に
過日と
日零。)
／365

十 十 十
七 六 五

入 償 償
札 還 還
の 金 期
基 額 限

十
四

利

子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人の人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式し、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

(別表のとおり)
額面金額のとおりにつき二百円
平成二十二年九月二十二日付で

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券	一・四%	平成九年三月二十一日	三十億円
（第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券	一・四%	平成六年三月二十一日	九百六十億円
（第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券	一・五%	平成六年三月二十一日	七十億円
（第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券	一・七%	平成三年三月二十一日	三十億円
（第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券	一・三%	平成三年三月二十一日	百億円
（第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券 （第十回）付国庫債券	一・四%	平成三年三月二十一日	二百四十七億円

（別表）

十八
十九
二十

準とす
各発行対
象国債の
利回り支
元利金支
払場所
入札参加
者
払込期日

日本証券業協会が発表した公社
債店頭売買参考統計値に掲載
された各発行対象国債の平均値
の単利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年九月二十八日

（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 月二 二十四	十年平 日十成 月二 二十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四
円百 九 十六億	六 十三億 円	十 九億 円	三 十億 円	二 十五億 円	六 十億 円	十 億 円	円百 八 十三億	七 十一億 円	二 十四億 円	四 十四億 円	一 億 円

（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回 券 ）	二 ・ 一 %	十年平 日十成 二三 月十 二七	億八 円百 三 十 三
---	------------------	------------------------------	-------------------------